



子どもの笑顔と未来を守ろう



☎ 子ども家庭課 子ども未来室 (千代田庁舎)

子どもが持っている権利



たたかれたり
ひどいことを
言われない

元気に・健康に
毎日をすごして
成長する

保護者から
育てられる・
守ってもらえる

自分の意見を言う・
話を聞いてもらえる

これらは、世界の国々で約束されている子どもの権利です。誰からも、この権利を奪われることがあってはいけません。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、
投げ落とす、激しく揺
さぶる、やけどを負わ
せる、溺れさせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、
性的行為を見せる、ポ
ルノグラフィの被写体
にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事
を与えない、不潔にす
る、自動車の中に放置
する、病気になっても
病院に連れて行かない
など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、
きょうだい間での差別
的扱い、子どもの目の
前で家族に対して暴力
をふるう (面前 DV)
など

子どもとの 関わり方の 工夫

ポイント①

子どもの気持ちや考え
に耳を傾けましょう

ポイント②

「言うことを聞かない」
にもいろんな理由があ
ります

ポイント③

子どもの成長・発達に
よっても異なることが
あります

ポイント④

子どもの状況に応じて、
身の周りの環境を整え
てみましょう

ポイント⑤

注意の方向を変えた
り、子どものやる気に
働きかけましょう

ポイント⑥

肯定文で分かりやす
く、時には一緒に、お
手本に

ポイント⑦

良いこと、できている
ことを具体的に褒めま
しょう

保護者自身の工夫

1. 子育てをしているとストレスが溜まることもあります。否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
2. 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着かせたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたるなど、気分転換をしましょう。
3. 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気を持ってSOSを出すことで、まだ気づいていない支援やサービスに出会えたりします。



こんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- 地域との交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて不自然な説明をする



あなたの電話で、守れる命があります
児童虐待かも…と思ったら
すぐにお電話ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル

通話料無料

いちはやく

189

※一部のIP電話からはつながりません

生ごみ処理容器などの購入費用を補助します

市では、家庭での生ごみ処理を推進し、生ごみの減量化・再資源化を図るため、生ごみ処理容器および生ごみ減量化機器の購入費の一部に対し補助金を交付しています。

対象容器	コンポスト容器	EMぼかし容器	電気式生ごみ処理機
補助金額	1世帯当たり2基まで 購入価格(税抜)の4分の3 (1,000円未満は切り捨て) 限度額 4,000円/1基	1世帯当たり2基まで 購入価格(税抜)の4分の3 (1,000円未満は切り捨て) 限度額 2,000円/1基	1世帯当たり1基まで 購入価格(税抜)の4分の3 (1,000円未満は切り捨て) 限度額 20,000円
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●直接地面の上に置き、土中の微生物の働きを利用し、生ごみを分解・発酵させ、たい肥にできます。 ●庭や畑などに設置できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●EMぼかし(有機物を発酵させた資材)を使って、生ごみを発酵させ、たい肥にできます。液肥も取り出すことができます。 ●台所やベランダ、軒下などに設置できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電気を使って、生ごみを温風乾燥や微生物による分解の方法により比較的手軽に減量、たい肥にできます。 ●台所やベランダ、軒下などに設置できます。

- ▶ 補助金申請は、環境保全課、千代田窓口センター(千代田庁舎)、中央出張所で受け付けています。
 - ▶ 補助金には限りがありますので、購入前に環境保全課までお問い合わせください。
 - ▶ 過去5年間に補助を受けた方は、補助の対象になりません。
 - ▶ 生ごみ処理機の中には、補助の対象にならない製品があります。
- ※詳細は、環境保全課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



市ホームページ

☎ 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

注意!

あなたの土地が狙われています!

6月は 不法投棄防止 強調月間



「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ち掛けられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけではなく、土地所有者に及ぶこともあります。不法投棄、野焼き、不適正な残土の埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「**不法投棄 110番**」まで通報をお願いします。

不法投棄・野焼きを見つけたら

不法投棄 110番

いつもみんなでむらなくみはれ

0120-536-380

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(田舎除く)

※受付時間外は最寄りの警察署まで

☎ 茨城県廃棄物規制課 ☎ 029-301-3035